



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）…………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

公安委員会事項

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指
定に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

人事委員会事項

- 職員の退職管理に関する実施規程の一部を改正する告示…………… 3

告 示

沖縄県告示第612号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成28年11月29日から同年12月12日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
富着一樹	名護市字真喜屋	名護市字済井出伊是名原1687番1
瑞慶覧盛朝	南城市大里字高平	南城市大里字大里上川原1768番1
大原大幸	南城市佐敷字仲伊保	南城市佐敷字津波古田原612番ほか1筆
大原大幸	南城市佐敷字仲伊保	南城市佐敷字津波古垣元原537番2
農業生産法人有限会社下地畜産	宮古島市平良字下里添	宮古島市城辺字新城福嶺6番2(仮換地)

2 申請年月日 平成28年11月18日

沖縄県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、星野地区県営土地改良事業（農用地保全・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年11月30日から同年12月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町宇江城島
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年12月22日から平成28年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 港町4丁目地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市港町4丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市港町4丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月27日 沖縄県指令土第854号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長223番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長404番地の2 浦崎忠昭
- 5 検査済証番号 平成28年11月17日 第4333号
- 6 工事完了年月日 平成28年11月8日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第11号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月29日

沖縄県公安委員会

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第1条中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第1号中「刑事部」の次に「、交通部」を加える。

第2条第2項及び別記様式中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

人事委員会事項

沖縄県人事委員会告示第2号

職員の退職管理に関する実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月29日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

職員の退職管理に関する実施規程の一部を改正する告示

職員の退職管理に関する実施規程（平成28年沖縄県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条から第10条まで」を「第11条から第13条まで及び第24条第1項」に改める。

第3条中「第8条」を「第11条」に改める。

第4条中「第9条」を「第12条」に改める。

第5条中「第10条」を「第13条」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（再就職届出書）

第7条 規則第24条第1項に規定する人事委員会が定める様式は、第3号様式によるものとする。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第7条関係）

再就職の届出書

年 月 日

任命権者 殿

住 所

氏 名

電話番号

印

沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）第3条の規定により、次のとおり届出をします。

(ふりがな) 氏名	()
生年月日（年齢）	昭・平 年 月 日生（ 歳）
離職時の職	
離職日	年 月 日
再就職日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職者における地位（役職等）	

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--